



テミス通信

第 31 号 / 2018年1月

発行元：佐井司法書士法人

佐井司法書士法人

〒530-0047

大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109



淡路島・灘黒岩水仙郷

2018年が明けました。

皆さま、いかがお過ごしでしょうか。

2013年にスタートしたテミス通信も、今号で第31号となります。

これもひとえに、皆さまからいただいた暖かい励ましの賜物と感謝し、お礼申し上げます。

仕事を通じていただく皆さまからの笑顔、所員一同の笑顔を、

心して広げてまいります。

本年もよろしく願い申し上げます。

「テミス通信 第31号」をお届けします。

(佐井恵子)

皆さまの「ひとこと」募集します

テミス通信に対するご意見、ご要望の「ひとこと」をお寄せいただけないでしょうか。お許しいただければ、その中から「読者のコーナー」（仮称）にて紹介させていただきたいと思っております。匿名でも結構です。

合せて、コーナーの名前も募集します。

ファックスまたはメールでお寄せください。

どうぞよろしくお願いいたします。



通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。

テミス通信31号発行記念座談会

2013年1月にスタートしたテミス通信も、隔月に発行して6年目に入り第31号となりました。ここまで続けられたことに感謝しつつ、仕事のことやテミス通信に込めた思い、これからについて語り合いました。

佐井 司会進行役をします。よろしくお願いします。

まず私の方から、なぜテミス通信を発行しようと思ったかということについてお話します。私たちの事務所では会社や不動産の登記、成年後見、遺言等と幅広くお仕事をしています。ところが、司法書士の仕事の全体像を知っている方は少ないのではないかと、どんな仕事をしているか知っていただきたい。又、私たちの仕事に対する思いや人となりも知ってもらえたら嬉しいと思い立って始めました。広告ではなく、いわば広報誌と思って発行しています。



司法書士 佐井恵子

まず、**司法書士事務所の仕事の「ここが好き」**を教えてくださいませんか？

山添 会社の設立やマイホームの購入といった人生の大事な場面で関わり、手助けできるところが幸せな仕事だと思っています。また、司法書士の、一方に偏らず中立的な仕事ぶりや温和で公益的な性格が、問題解決に役立つことも実感しています。



事務局 中村佐和子

中村 不動産贈与のお仕事で、「自分が親からしてもらった事と同じ様に、我が子にも」と、毎年同じ頃に贈与する方と継続してお付き合いいただけるところや、役員変更の時期になると、決まって連絡いただきたりするところです。

佐井(陽) 相続や不動産の購入など、人生のビッグイベントをサポートして、不安や煩わしさを軽減する役割にやりがいを感じています。終わってホッとしたご様子に報われます。

後藤 司法書士は身近な存在だと思います。成年後見のお仕事では、私はご本人に直接会うことはありませんが、それでも、その方の人となりが分かたり、喜んでもらえたりするので手応えを感じています。

佐井 私は、いざという時の頼りがいのある法律家というよりは、転ばぬ先の杖、先々のことを考えながら伴走する役割を果たす司法書士の仕事が気に入っています。私たちの仕事に対する思いを、テミス通信を通じてお伝えしたいと思います。ところで、**記事のテーマを決めるのにどんなことに気を付けていますか？**

山添 隔月に届けているので、旬の話題を心がけています。もっとも、個人、会社と読者は幅広いので、マニアックな内容は避けています。何れかの記事に興味を持ってもらえれば嬉しいです。

佐井 アンケートをお願いして、その結果を掲載するという双方向の紙面は楽しかったですね。一方で、クイズの出題に回答者が1名という結果で、あれは大失敗。賞品は無駄にならずに済みましたが。



司法書士 山添健志

佐井 ところで、**発行部数は今どれくらいでしょうか？**

佐井(陽) 初回620部発行しましたが、30号は1130部となっています。編集会議をして、写真撮影、原稿を書いて編集校正を経て印刷、封入作業全てを所内でしています。近所にはお届けやポスティングに行っています。その間に、名簿データの整備が必要です。じわじわ増えてきています。

佐井 テミス通信を発行して、手応えは感じていますか？

私は、暖かい励ましのお便りやメールをいただいたり、テミス通信を手で相談にお越しいただいたり、事務所のことを気に入って下さっている？ように思えたりして、それが原動力となっています。

山添 あまり実感がありませんが・・・。

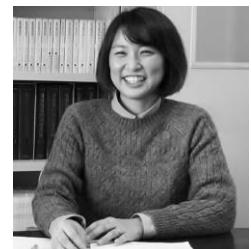
中村 私は6年やって手応えがあります。古切手やキャップを届けてくださったり、わざわざ宅急便で送って下さったりする方が増えてきています。それは、テミス通信を見て下さっているということですよ。

山添 確かに！セミナーの案内に対しても、参加して下さる方が後を絶ちません。それも手応えでした。

中村 お届け物に行った先で、「いつも見ていますよ」とか、「自分達は、なかなかできていないけれど・・・」等と声をかけていただいています。始めた頃より、ずっと多いです。継続していることが大切なのではないのでしょうか。

佐井 これからのテミス通信はどうしていけば良いでしょう？

後藤 私は、事務所に復帰するまでの間、一読者でした。個人的にはメンバーや法律の話に興味を持って見ていましたが、一般に、興味をもって見てくれている人は少ないかもしれません。同じ様な内容の記事が繰り返しになったとしても、長い人生の中で、丁度必要になる時があると思います。そんな時に、役に立てば良いのではないのでしょうか。



事務局 後藤葵

中村 かたい内容ばかりでなく、スタッフ紹介、本の話など楽しい話題に反響いただいています。

山添 写真を載せたり、プライベートが出ているのも楽しいのでは。



事務局 佐井陽子

佐井 メンバーをティーアップする記事を増やしましょう。テミス通信にいただいたご意見など紹介する「読者のコーナー」を作ってみようかな。

佐井(陽) 読者層が広くて、テーマ選びに悩むのですが、「全員が全部読んでもらえるようにと思う必要はない」という意見で、気持ちが楽になりました。単なる情報誌でなく、私たち事務所の、仕事に対する姿勢が伝わる記事にこだわっていきたいと思います。

佐井 テミス通信を、お届けした先の暮らしやオフィスで、ふと思い出して手に取っていただけるようなものに育てていきたいですね。

あっという間に時間が過ぎました。今日は、ここまでといたしましょう。

これからも、よろしくお願いいたします。

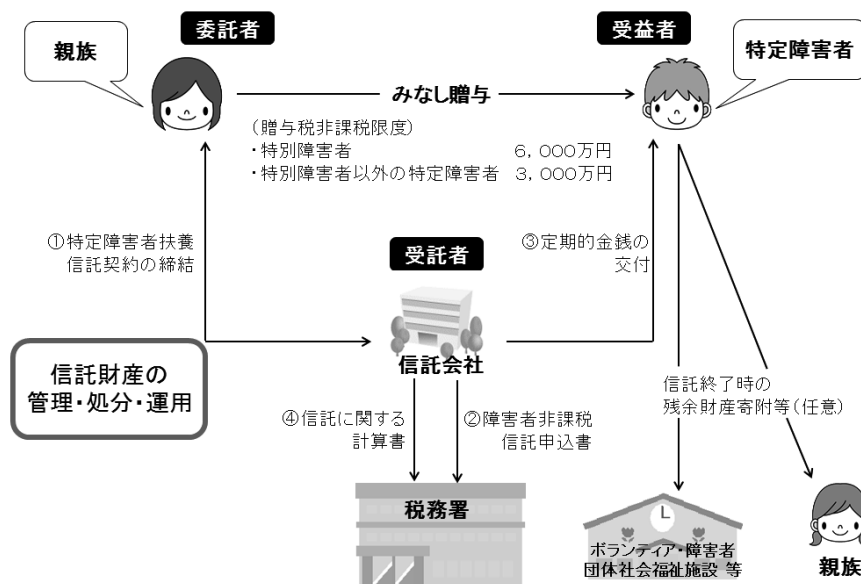
「親亡き後問題」の備えに私的な年金作り ～特定障害者扶養信託～

最近、遺言や後見制度のご相談の時に「信託ってどんなものですか」とお尋ねいただく方が増えています。テレビや不動産の活用セミナーで耳にしたり、新聞にも家族信託という言葉をよく見かけるようになりました。「信託」は、比較的長期にわたる財産管理に適した契約です。いろいろな場面で活用できますが、今回は「親亡き後問題」への備えとして「特定障害者扶養信託」について紹介いたします。

親が元気なうちは心配ないが、「親亡き後」の障がいをもつ子の暮らしを守るための方策をどうしたらよいかというご相談を受けることがあります。そんな時には、先延ばしせず、親が元気なうちから成年後見制度を利用して、支援してくれる人との信頼関係作りをしておくことが大切とお伝えしています。一方で、遺言等で財産を遺すことも考えます。

更に可能であれば、これらに加えて福祉的側面を色濃くもつ「特定障害者扶養信託」の採用をお勧めします。信託財産が生み出す利益から定期的にお金を受け取る、いわば「私的な年金」作りです。障がい者の経済的な安定を確保しつつ、暮らしの支援を兄弟や後見人に託す、物心（身）両面からの支援の仕組作りを目指します。まず、信託の構造をご紹介します。

親や親族などが**委託者**となり、特定障害者 i を**受益者**として、信託会社（**受託者**）との間で信託契約を結びます。預ける財産は、①金銭 ②有価証券 ③金銭債権 ④立木やその土地 ⑤継続的に相当の対価を得て他人に使用させる不動産の何れかと、⑥特定障害者の住む不動産（①～⑤と共に）に限定されています。



この信託契約の主な内容は以下のとおりです。

1. 信託は、委託者が死亡した場合でも継続し、受益者の死亡によってのみ終了します。
2. 受託者は、委託者に代わって信託財産を管理・運用、処分します。管理が難しい収益不動産などに効果を発揮します。もっとも、信託財産の運用は、安定した収益の確保を目的として適正に行う必要があります。
3. 信託は解除できない為、委託者の意思が最後まで尊重されます。
4. 収益財産からの金銭の支払いは、特定障害者の生活または療養の需要に応じるため、生活費を定期的に、かつ実際の必要に応じて（例えば、入院費用の発生）行われます。
5. 信託終了時に残った信託財産の行き先は、原則通り、受益者の相続人となりますが、委託者が信託契約で残余財産を受け取る人を別に指定しておくこともできます。

特別障害者(重度の心身障がい者)の方については6,000万円、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円を限度として贈与税が非課税となり、相続税の「障害者控除」の額と比べても大きなメリットがあります。

(佐井恵子)

i 「特定障害者」には、障害の程度により特別障害者と特定障害者があります。

1. 特別障害者とは、
 - ①精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある者または重度の知的障がい者
 - ②重度の精神障がい者
 - ③1級または2級の身体障害者手帳所有者
 - ④特別項症から第3項症までの戦傷病者手帳所有者
 - ⑤原子爆弾被爆者
 - ⑥常に就床を要し、複雑な介護を要する者のうち重度の者
 - ⑦年齢65歳以上の重度の障がい者
2. 特別障害者以外の特定障害者
 - ①中軽度の知的障がい者
 - ②2級または3級の精神障害者保健福祉手帳保有者
 - ③年齢65歳以上の障がい者



不動産登記の基礎知識セミナーのご案内

「よくわかる！ 不動産登記の基礎知識 登記簿の見方 講座」を開催します。当法人で初めての不動産登記のセミナーとなります。主に日常のお仕事に役立ててもらえればという思いで企画しておりますので、普段、不動産登記を見る機会がある方で、ご興味のある方は是非ともご参加いただければ幸いです。

(山添健志)

開催日時 4月17日(火) 18時～20時

開催場所 当事務所応接室

持参物 筆記用具

定員 5名様

資料代 1,000円(顧問先様 無料)

参加申込 4月10日(火)までに電話またはファックスにてお申し込みください。

ファックスの場合、当方より折り返しのご連絡をもって予約の完了とさせていただきますので、必ずご連絡先をご記入ください。



ご近所探訪 ～東洋陶磁美術館・^{こじんよう}胡人俑特別展編～



佐井事務所から徒歩9分、西天満の交差点を南下し、京阪なにわ駅の前にある大阪市立東洋陶磁美術館で、3月25日(日)まで、「唐代胡人俑 シルクロードを駆けた夢」を開催しています。2001年に甘肅省慶城県(中国北西部)で出土した陶土の人形が約60点展示されています。胡人俑の「胡人」というのは古代中国の北方・西方民族を指し、唐代(618-907年)で言えば、主にペルシャ系民族のソグド人の呼び名です。都の長安から地中海までの交易ルートを、ペルシャ人等のイスラム商人が絹を求め、世界帝国となった唐に大挙しました。

シルクロードといえば? 砂漠、そしてラクダ!

ラクダを牽くように高く腕を掲げる人俑がたくさんありました。目をぎょろりと剥き、

鼻が高く小鼻が吊った独特の顔立ちで

す。騎乗しやすいよう長衣の裾を腰で端

折り、ブーツを履いています。女性は、

打って変わってふっくらとたおやかな

風貌です。眉やひげにくちびる、着物の

文様、どれも1300年近く埋まっていた

にも関わらず、今なお鮮やかな彩色や

細かい筆遣いが残っています。

展示は、フラッシュを焚かなければ撮影自由でした。躍動感が伝わりますでしょうか(笑)? ホームページから入館料割引クーポンがダウンロードできますので、是非実物をご覧になってください。

(佐井陽子)



自筆証書遺言セミナーのご案内

「誰でもできる！ 自筆証書遺言の書き方セミナー」第6弾を下記の通り開催します。相続法制の見直しを検討している法制審議会（法相の諮問機関）の部会が1月16日、民法改正案の要綱案を取りまとめ、22日召集の通常国会に提出する予定です。約40年ぶりの民法の相続分野の大幅な見直しとなります。全文自筆でなければならない自筆証書遺言の財産目録をパソコンで作成することも可能とし、法務局で自筆証書遺言を保管する制度を創設するなど、何かと注目を集める自筆証書遺言の書き方を佐井がお伝えします。奮ってご参加下さい。

（佐井恵子）

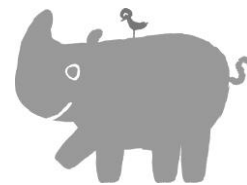
開催日時	3月15日（木）14時～16時 （15時30分より茶話会）
受講料	3,000円（顧問先様 2,000円） ご参加いただいた方には『コクヨの遺言書キット』（2,500円相当）を進呈！



社会貢献活動として、古切手やペットボトルのキャップを収集しています。沢山の古切手・キャップをお持ち下さいました。お名前をご紹介します。森田壽子様、飯田多津子様、泉井行政書士事務所様、二宮計算センター様、beyond 社会保険労務士法人様、藤原金属株式会社様、N総合会計様、木ノ宮圭造法律事務所様、言の葉 office かのん様、事務所ビル管理会社の太平ビルサービス様。ありがとうございました！ 確かにお預かりしました！

テミス通信 最後までご覧いただき、ありがとうございます。

- ・ はじめての「座談会」企画、いかがでしたでしょうか？「隔月の発行は苦しい、でも伝えたい、出来たときが楽しい」の繰り返しですが、6年目に入り、テミス通信は、私たちの中で根付いてきているなど実感しています。これからも、皆さまのもとにお届けさせていただきます。
- ・ 2月に、大阪府中小企業家同友会で経営体験報告をさせていただきます。1回目報告から4年ぶりとなります。このあたりで振り返って、また歩めということかと思い、いただいた機会を大切に、成長につなげていきたいと思えます。
- ・ 司法書士会の研究機関、「家族法研究会」に所属しています。研究会発足10周年を記念して本を出版するということが決まり、昨年より、慣れない原稿書きに苦労しました。ようやく校正もあと1回を残すばかりとなり、本が出来上がるまでの貴重な体験ができました。
- ・ 「大阪能楽大連吟（だいにんぎん）」に参加します。1万人の第九の能楽版で、100人超で「高砂」の地謡（じうたい）を合唱？し、プロの観世流能楽師が舞台を務める企画です。あの「高砂や～この浦船に帆を上げて～」です。月に1回のペースでお稽古が始まりました。全く未知の世界ですが、本番の5月までしっかりと楽しみます。



（佐井恵子）

※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡をいただくと幸いです。

佐井司法書士法人 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール keiko@sai-shihou.jp

ホームページ <http://www.sai-shihou.jp>

ブログ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>